

# 阿南市要綱第19号

## 阿南市地域公共交通会議設置要綱

### (設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図るため、阿南市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

### (協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃及び料金に関する事項
- (2) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項  
(交通会議の組織)

第3条 交通会議は、会長及び20人以内の委員で組織する。

### (会長)

第4条 会長は、阿南市長をもって充てる。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

### (委員)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命するものとする。

- (1) 徳島バス株式会社取締役営業部長又はその指名する者
- (2) 一般社団法人徳島県バス協会の代表者又はその指名する者
- (3) 徳島県タクシー協会の代表者又はその指名する者
- (4) 住民又は利用者の代表者
- (5) 徳島運輸支局長又はその指名する者
- (6) 警察署長又はその指名する者
- (7) 道路管理者又はその指名する者（市道にあっては、その

所管の部課長)

- (8) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者、学識経験者その他交通会議の運営上必要と認められる者

2 委員は、交通会議において全ての協議が調ったときに、解職される。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 交通会議は、会長及び前条第1項各号に定める委員のそれぞれ1人以上が出席しなければ、これを開き、議決することができない。ただし、議事に係る乗合旅客運送路線を所管する同項第6号に定める警察署長たる委員又は同項第7号に定める道路管理者たる委員が複数である場合においては、それぞれの委員全てが出席することを要する。

3 交通会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 交通会議の庶務は、都市整備部都市政策課において処理する。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、会長及び委員その他の関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関する必要な事項は、会長が交通会議に諮ってこれを定める。

#### 附 則

この要綱は、平成21年6月23日から施行する。

附 則(平成24年阿南市要綱第35号)

この要綱は、平成24年10月4日から施行する。

附 則(平成29年阿南市要綱第62号)

この要綱は、平成29年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月24日から施行する。